

埼玉県央広域事務組合告示第9号

建設工事について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令第167条の6の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については埼玉県央広域事務組合建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱の規定によるものとする。

令和7年6月2日

埼玉県央広域事務組合管理者 並 木 正 年

記

1 入札対象工事

- (1) 工 事 名 桶川西分署庁舎建設工事「建築」
- (2) 工 事 場 所 桶川市大字川田谷字地神 3302-1、-3、-4、3303-1、3304-1
3305-4、3306-1、3321-3、3327-3
- (3) 工 事 期 間 契約締結の日から令和8年9月30日まで
- (4) 予 定 価 格 488,800,000円（税抜き）
- (5) 最低制限価格 設定する。最低制限価格未満の入札をした者は失格とする。
- (6) 工 事 概 要 設計図書等のとおり
- (7) 入 札 保 証 金 免除
- (8) 契 約 保 証 金 請負契約額の100分の10以上（免除規則あり）
- (9) 支 払 条 件 完成払

前払金あり（前払金の額及び請求手続きは、埼玉県央広域事務組合建設工事前金払要綱（平成11年5月6日管理者決裁）の規定による。）

部分払 あり

2 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

3 入札参加に必要な格付等の条件

入札参加に必要な条件は、次のとおりである。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）による建築工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
- (2) 組合市管内に契約権限を持つ本店又は営業所を有する者であること。
- (3) 組合市の令和7・8年度建設工事等に関する競争入札参加資格者名簿において、建築工事業の建築一式工事の業種で登録があり、次のア又はイのいずれかを満たす者であること。

ア 入札日の直近の経営事項審査の審査基準日の経営事項審査結果通知書における総合評価値（P）が1000点以上の者で契約の締結日にかかわらず平成27年4月1日以降公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）又は地方公共団体との請負契約により、建築一式工事を元請として完成させた実績を有すること。なお、特定企業体による請負の施工実績については、代表構成員としての実績に限る。

イ 入札日の直近の経営事項審査の審査基準日の経営事項審査結果通知書における総合評価値（P）が700点以上1000点未満の者で契約の締結日にかかわらず平成27年4月1日以降公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）又は地方公共団体との請負契約により、1回の契約金額が9,000万円以上の建築一式工事を元請として完成させた実績を有すること。なお、特定企業体による請負の施工実績については、代表構成員としての実績に限る。

4 入札に参加する者に必要な資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 公告の日から落札決定の日までの期間に、組合市の建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者
- (3) 公告の日から落札決定の日までの期間に、組合市の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所からの更生手続開始又は再生手続開始の決定がされており、かつ、組合市の再審査を受け、公告日に入札参加資格を有する者であること。
- (5) 開札日から1年7箇月前の日以降の日を審査基準日とする法第27条の23

第1項の規定による経営事項審査を受けていること。ただし、前号に該当する者にあつては、手続開始決定の日以降のものであること。

(6) 分離発注を行う次の工事には、入札参加はできないものとする。

令和7年 桶川西分署庁舎建設工事「電気設備」

令和7年 桶川西分署庁舎建設工事「機械設備」

(7) 配置予定の技術者

ア 資格

建設業法に規定された資格を有する者であること。

イ 経験

建築一式工事の公共工事において、監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として従事した経験があること。

(ア) 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格を有する者を、本工事の監理技術者等として配置すること。

(イ) 当該技術者が在籍する入札参加者と下記6に規定する競争入札参加資格確認申請書の提出日の3箇月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定技術者は、営業所の選任技術者と兼務することはできない。なお、落札候補者となった時点で配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格確認申請書に記載し、提出すること。技術者の配置については十分配慮して入札すること。

(ウ) 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(8) 現場代理人

現場代理人の兼務は認めない。なお、落札候補者となった時点で現場代理人が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料に記載し、提出すること。なお、本工事に確実に配置することができることを一般競争入札参加資格等確認資料提出時に書面にて確認できる候補者を必ず1名以上記載すること。

5 入札参加資格の有無の確認

埼玉県中央広域事務組合建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱に基づき、入札執行後に確認する。

6 参加申込書の提出

入札参加希望者は、次に示す期間内に一般競争入札参加申込書を、経営事項審査結果通知書の写しを添付し、持参により2部提出すること。

(1) 提出期間及び場所

ア 提出期間

令和7年6月2日(月)から令和7年6月20日(金)まで(休日等を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までは除く。)

イ 提出場所

埼玉県央広域事務組合事務局総務課

- (2) 参加申込書を受理したときは、当該入札参加希望者に対しその写しを交付する。ただし、当該入札参加希望者が、提出の時点で明らかに入札参加資格がないと認められるときは、参加申込書を受理しない。

7 入札執行の日時及び場所

次のとおりとする。ただし、変更するときがある。この場合は、埼玉県央広域事務組合ホームページにおいて告知を行う。

(1) 入札日時

令和7年6月24日(火)午前10時00分

(2) 入札場所

埼玉県央広域事務組合3階災害対策室

8 設計図書等

設計図書及び仕様書等(以下「設計図書等」)の貸与は電子ファイルにより、「参加申込書」に貸出しを希望する旨を記載し、貸出しを受けることができる。

(1) 貸出場所

埼玉県央広域事務組合事務局総務課

(2) 貸出期間

本件入札の公告の日から令和7年6月20日(金)まで(休日等を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までは除く。)

(3) 返却

貸し出した設計図書等は、入札日に回収するので、持参により返却すること。

9 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、質問書をFAX又はメールで提出すること。

なお、F A Xを送信した際は、必ず電話で着信確認を行うこと。

(1) 受付期間

令和7年6月2日(月)から令和7年6月13日(金)(休日等を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までは除く。)ただし、令和7年6月13日(金)については正午までとする。

(2) 提出先

埼玉県央広域事務組合事務局総務課

F A X 048-597-3676

メール soumu@ken-o.or.jp

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、組合ホームページに掲載する。

掲載期間

令和7年6月18日(水)正午から

令和7年6月23日(月)午後5時00分まで

10 現場説明会

開催しない。

11 仮契約の時期

落札決定日から7日以内

12 入札金額見積内訳書

参加申込者配布資料(電子ファイル)から様式をダウンロードし、入札時に提出すること。

13 入札に関する注意事項

(1) 入札参加申込者の確認

入札参加申込者は、参加申込書を持参すること。

(2) 入札会場入場者

入札会場入場者は、各者入札を行う者1人のみの入場とする。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数

金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかわる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 提出書類

- ア 入札書(組合が指定する書式)
- イ 入札金額見積内訳書(組合が指定する書式)
- ウ 代理人をして入札させる場合は、委任状(組合が指定する書式)

(5) 入札の執行

入札に参加する者の数が2者に満たないときは、入札を執行しないものとする。

(6) 入札回数

入札回数は1回とし、再度入札は行わない。

1.4 落札者の決定

(1) 開札において、組合の定めた予定価格以下で、最低制限価格以上の有効な最低価格をもって入札した者を、落札候補者(以下「落札候補者」という。)とする。

(2) 落札候補者は、入札参加資格の確認のため、落札候補者として決定された日の翌日から起算して原則として2日以内(休日等を除く。)に下記に示す書類を埼玉県央広域事務組合総務課へ提出すること。

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書(様式第5号)
- イ 一般競争入札参加資格確認申請書に記載された必要資料(様式第5号の内容を確認できる資料)
- ウ 配置予定技術者の雇用、従事経験を証するもの(施工証明書等)

(3) 落札候補者に対しての入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、入札参加確認書類の提出期限の翌日から起算して7日以内(休日等を除く。)に連絡する。ただし、入札参加資格の確認に疑義が生じた場合等は、この限りでない。

1.5 仮契約の締結

本工事は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和51年組合条例第26号)第2条の規定に基づき議会の議決を得るまでは、仮契約とし、議会の議決を得られたときから、本契約として効力を生ずる。なお、この仮

契約が議会で否決されたときは、無効とし発注者はなんらの責任を負わない。

1 6 その他

- (1) 本公告に記載のない事項については、組合ホームページに掲載してある埼玉県央広域事務組合建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱、埼玉県央広域事務組合一般競争入札参加者心得及び入札参加者の遵守事項等の規定によるものとする。なお、入札参加者は入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 提出された確認資料等は返却しない。

1 7 この公告に関する問い合わせ先

埼玉県央広域事務組合事務局総務課

電 話 048-597-2001

FAX 048-597-3676